

### 企画 箱根町第5次総合計画について

**Q** 後期基本計画の策定に向けて、町民の意見や考え方をどのように取り組んでいくか

**A** これまでの取り組みとして、平成21年7月に策定に係る審議機関としての町総合計画審議会の委員10名の委嘱を行い、昨年度、委嘱式を含め2回の会議を開催し、ご意見を伺っている。

次に、広く町民の方々のご意見を伺う手法として、まちづくりアンケート、転出者アンケート、そしてまちづくり懇談会を実施した。まちづくり懇談会では、身近な生活に関する話題から、町の将来展望まで、今、地域で起きていることを直接、肌で感じる事ができたとの報告を受けているが、今後もう少し多くの方に参加いただけるよう課題の設定や、開催方法に工夫を施すなどを心がけたい。また、そのほかの取組みとしては、中学生が社会参画の一環として授業の中で

### 計画について

取り組んでいる、「プロジェクト学習」の結果をまとめたものや、町ホームページに設定している、ソーシャルネットワークサイトを利用した周知や意見交換の場を設定したので、それを策定の参考としていきたい。

以上が昨年度までの取り組みだが、平成23年度においては、まちづくりアンケート等で伺った意見等を参考にして、計画の素案を作成し、総合計画審議会に諮問をし、答申をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、広く町民の皆さん等のご意見を伺う予定である。

いづれにしても、「協働のまちづくり」は町自治基本条例の基本理念であり、自治の根幹であるという認識にたち、いかに、多くの町民の方々に参画していただくか、今後も常に念頭においていきたい。

### 学校教育 町立の学校内におけるいじめ問題について

**Q** 現在町内の教育施設において、いじめの被害を受けている生徒は存在するののか

**A** 学校では、いじめの実態を完全に把握できるとは断言できない。いじめは陰湿であり、表に出ないことが多分にある。被害者からも常に訴えがあるとは限らない。そのため、学校では、あらゆる方法でアンテナを高く張り、いじめの把握に努めている。

**Q** 教育委員会はいじめ問題の事実をどのように把握しているのか

**A** 学校は、いじめの情報や、必要に応じ教育委員会に連絡する。また、会議などの折に情報交換し、それが事実であるかどうか学校に調査を依頼する。更に、当事者から話を聞き、いじめの原因を把握し、それを除去し、対処する。

**Q** いじめの存在しない箱根教育の理念に基づいた学校運営を行う具体的な施策やマニュアル化されているものがあるのか

### 福祉 福祉施策推進の基本的考え方について

**Q** これから町の福祉施策を推進していく上で何が大切なのか、何を考えなければならぬのか

**A** 人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤として、福祉を推進していきたい。

**Q** 町ホームページのいじめに関するページを双方向型の悩みが訴えられる形式に変更してみたい

**A** 学校生活や人間関係に影響を及ぼさず、気軽に相談しやすく、どんな陰鬱な話にしても実際の自分に対する印象や評価が変わらないという安心感があるが、これは同時に相談者の行動や考え方までは変えにくいというネット相談の限界も示唆している。

箱根町としては、教育支援室メールアドレスの表示は続けるが、今後も現在のような形態の教育相談を継続していく。

**Q** 東日本大震災のような災害時の要援護者の支援体制をどのように考えるか

**A** 現在は登録制となっており、援護を希望する高齢者世帯においては、民生委員・児童委員の方に協力をいただき「箱根町高齢者世帯シート」「箱根町高齢独居者シート」を作成している。また、障がいを持たれている方については希望者に対し、「災害時要援護者名簿登録同意書」の提出をお願いしている。

当町の地勢から災害等が発生した場合に孤立する集落ができることも考えられる。その際に公的支援だけでは制約や迅速な人的配置などが難しいことから、要援護者の方々の避難を身近な方の協力により行えるような地域が主体となった計画をプライバシーの保護などに配慮しつつ、策定するため準備を始めている。

町民の皆さんには、社会福祉を身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な生活課題に、地域全体で取り組む仕組みとしてとらえ直していただき、自発的積極的に取り組んでいただくよう訴えていきたい。